

## 短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合について

### 1 趣旨

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の通所型サービスにおいて、原則3か月間、週2～3回通所して、理学療法士、作業療法士等の専門職の関与の下で、集中的に運動プログラム（以下「短期集中運動プログラム」という。）に取り組むことによって介護予防・機能回復を図る短期集中運動型デイサービスという類型を設けている。

短期集中運動型デイサービスは高い効果が期待されるものの、事業者の参入が少なく、利用が広がらない状況にある。

については、短期集中運動プログラムを普及させるため、短期集中運動型デイサービスを短時間型デイサービスに統合することを検討するもの。

### 2 短期集中運動型デイサービス及び短時間型デイサービスの概要

別紙1及び別紙2のとおり

### 3 短期集中運動型デイサービスへの参入事業者が少ない理由

- ① 1人の利用者のサービス利用期間が、原則として3か月であることから、常に新規の利用者を確保する必要があるなど、利用者の出入りがあり、運営が不安定になりやすい。
- ② 一時的に身体機能等が低下している方などを除く多くの利用者は、継続的に利用できるサービスを選択する傾向があるため、事業者にとっては利用者を確保しにくい。
- ③ 理学療法士、作業療法士等の機能訓練に係る専門職を常勤で確保する必要があるため、職員確保の負担が大きい。
- ④ 短期集中運動型デイサービスだけでは採算を取ることが難しい場合、別サービス（介護予防型デイサービス又は短時間型デイサービス）と併せて実施する方法も有効であるが、同一施設内で短期集中運動型デイサービスを含む複数のサービス類型を実施しようとするためには、スペースや職員体制を分ける必要があることから、ある程度の広さがある施設でなければ、両方のサービスを実施できない。

### 4 短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合（案）

短期集中運動プログラムの実施と事業所の安定的な運営を両立させ、短期集中運動プログラムを普及させるため、令和6年4月以降、短期集中運動型デイサービスを短時間型デイサービスに統合し、短時間型デイサービスの報酬に「短期集中運動プログラム加算（仮称）」を設ける。

これにより、短時間型デイサービス事業所において短期集中運動プログラムを実施でき、利用者を確保しやすくなることにより、運営が安定化するとともに、短期集中運動プログラム実施時間のみ専門職を配置すればよくなり、職員確保の負担が緩和されることから、現行の方式よりも、事業者が参入しやすくなる。

なお、令和6年3月末時点で短期集中運動型デイサービスの指定を受けている事業所については、利用者に不利益とならないよう、現行と同様のサービス提供を継続できるように移行までの経過措置

を設ける予定である。

※ 「短期集中運動プログラム加算（仮称）」の単価、算定要件及び移行までの経過措置については、総合事業の令和6年4月報酬改定の検討過程で検討する。なお、単価及び算定要件は、現行の短期集中運動型デイサービスと同水準とすることを想定している。

## 5 今後のスケジュール（現時点の想定）

年月	イベント	内容
令和5年 9月	第3回高齢者施策推進協議会	短期集中運動型デイサービスの短時間型デイサービスへの統合（案）を協議
令和5年11月	第4回高齢者施策推進協議会	短時間型デイサービスの利用量見込みを含む第9期プラン中間報告案（パブリックコメント案）を協議
令和6年 2月	第5回高齢者施策推進協議会	「短期集中運動プログラム加算（仮称）」の単価及び算定要件を含む総合事業の令和6年4月報酬改定案を協議
令和6年 3月		「短期集中運動プログラム加算（仮称）」の単価及び算定要件を含む総合事業の令和6年4月報酬改定の内容を公表
令和6年 4月		総合事業の令和6年4月報酬改定の施行（「短期集中運動プログラム加算（仮称）」創設による短時間型デイサービスへの統合の実施を含む。）

**別紙 1** 短期集中運動型デイサービス及び短時間型デイサービスの概要

	短期集中運動型デイサービス	短時間型デイサービス
提供サービス	原則 3 か月間、週 2 ～ 3 回通所して、理学療法士、作業療法士等の専門職の関与の下で、集中的に運動プログラムを実施	現行の通所介護の人員基準を緩和した職員配置の下、週 1 ～ 2 回通所して、機能訓練を実施 利用目的に応じて、食事や入浴、送迎などを選択して受けることができるサービス
サービス提供時間	1 ～ 1 時間半 / 回 週 2 ～ 3 回程度 ※ 原則 3 か月（必要性が認められる場合は、最長 6 か月まで延長可）	1 時間以上 3 時間未満 / 回 週 1 ～ 2 回程度
実施方法	事業者指定	事業者指定
事業所数 R5. 7. 1 時点	2 事業所	5 1 事業所（休止中 1 事業所含む）
利用者数 R5. 5 月利用分	3 0 人	7 3 8 人

<短期集中運動型デイサービスの例>

- ① 入院中の過度な安静等による廃用症候群があり、短期集中的な運動指導で身体機能の改善・維持が見込める方
  - ② 膝・腰の痛みがあり（発症 3 か月以内の急性のものは除く）、筋力向上により改善が見込める方
  - ③ 過去 1 年以内に転倒経験がある方や転倒の恐怖により活動制限を感じている方で、筋力向上により転倒の防止が図れる方
  - ④ 訪問によるアセスメント及び指導を行うことにより、在宅環境に配慮した運動指導が必要な方
  - ⑤ 集中的な利用によりセルフケアの習慣づくりが可能であり、これにより身体機能の維持が可能な方
- ※ ①～⑤は例であり、これらに限るものではない。

別紙2 短期集中運動型デイサービス及び短時間型デイサービスの基準及び報酬

	短期集中運動型デイサービス	短時間型デイサービス																															
人員基準	<p>●管理者（常勤専従）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件：なし （当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）</li> </ul> <p>●サービス計画作成者（専従1以上）※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件：次のいずれか 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師（兼務可。非常勤でも差し支えない）</li> </ul> <p>●主任指導員※2、指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件（主任指導員）：次のいずれか 理学療法士、作業療法士、保健師、（准）看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員</li> <li>・配置要件 サービス提供時間を通じて利用者5人につき常勤換算1人以上 うち、1人以上は常勤の主任指導員 主任指導員は利用者15人につき1以上</li> </ul> <p>※1 サービス計画の作成評価、サービス実施指導を行う者 ※2 サービス計画に基づき主にサービスを提供する者</p>	<p>●管理者（常勤専従）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資格：なし （当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）</li> </ul> <p>●相談員（単位ごとに1以上）※3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件：次のいずれか ①社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有すると認められる者 ②通所介護事業所での実務経験がおおむね3年以上</li> </ul> <p>●機能訓練指導員（1以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件：次のいずれか 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、（准）看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師</li> </ul> <p>●看護職員（必要に応じて配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件：（准）看護師</li> </ul> <p>●介護職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資格：なし</li> <li>・配置要件： 【利用者15人以下】専従1以上 【利用者16人以上】専従1に加え、15人を超える利用者1人に専従0.2以上</li> </ul> <p>※3 生活相談員の資格要件を緩和したうえで、同様の職務に当たる者</p>																															
設備基準	事務室（必要な広さ）、機能訓練室（定員×3㎡）、相談室、静養スペース、その他必要な設備、耐震性の確保	事務室（必要な広さ）、食堂兼機能訓練室（定員×3㎡）、相談室、静養スペース、その他必要な設備、耐震性の確保																															
報酬 (単位数)	<p>&lt;基本報酬（月額）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送迎あり</th> <th>送迎なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,928</td> <td>2,176</td> </tr> <tr> <td>週3回程度</td> <td>4,392</td> <td>3,264</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基本報酬の他に、各種加減算がある。</p>		送迎あり	送迎なし	週2回程度	2,928	2,176	週3回程度	4,392	3,264	<p>&lt;基本報酬（月額）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">入浴あり</th> </tr> <tr> <th>送迎あり</th> <th>送迎なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>1,393</td> <td>984</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,829</td> <td>2,013</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">入浴なし</th> </tr> <tr> <th>送迎あり</th> <th>送迎なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>1,176</td> <td>766</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,395</td> <td>1,579</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基本報酬の他に、各種加減算がある。</p>		入浴あり		送迎あり	送迎なし	週1回程度	1,393	984	週2回程度	2,829	2,013		入浴なし		送迎あり	送迎なし	週1回程度	1,176	766	週2回程度	2,395	1,579
	送迎あり	送迎なし																															
週2回程度	2,928	2,176																															
週3回程度	4,392	3,264																															
	入浴あり																																
	送迎あり	送迎なし																															
週1回程度	1,393	984																															
週2回程度	2,829	2,013																															
	入浴なし																																
	送迎あり	送迎なし																															
週1回程度	1,176	766																															
週2回程度	2,395	1,579																															

参考例

### 短期集中運動型デイサービスのイメージ

★スタート

終了★

	1 箇月目	2 箇月目	3 箇月目
サービス提供内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器を用いない運動に加え、機器を用いた運動も実施</li> <li>・集団での訓練と住環境等を勘案した個別訓練を実施</li> <li>・居宅でも取り組めるセルフケアの方法等も指導</li> </ul>		
	① <b>コンディショニング</b>	② <b>筋力向上</b>	③ <b>機能的運動</b>
	② これまでより負荷を漸増させ、やや高い水準の運動負荷を行う。 ③ 日常生活活動などで必要とする複雑な動きを想定し、日常の不具合を把握した運動		
訪問支援 (加算対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【提供開始時】居宅訪問(最大40分)</li> <li>・居宅・地域の課題の把握</li> <li>・サービス提供内容の検討</li> <li>・セルフケアの指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【2～2.5箇月時点】居宅訪問(最大40分)</li> <li>・改善状態の確認</li> <li>・サービス提供内容の再検討</li> <li>・セルフケアの指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【提供終了時】居宅訪問(最大40分)</li> <li>・改善状況の確認</li> <li>・セルフケアの指導・助言</li> <li>・サービス終了後の生活に関する助言 など</li> </ul>

※サービス提供終了時に実施するサービス担当者会議において、必要が認められる場合はサービス提供期間の延長を認める(提供開始から最大6箇月まで)。

### 短期集中運動型デイサービスの1日のプログラム例

